

小松市設計変更特別相談窓口試行設置要綱

(相談窓口の設置)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事又は業務（以下「工事等」という。）の受注者からの特別相談（以下単に「特別相談」という。）に対応するため、特別相談窓口（以下「特別相談窓口」という。）を総合政策部技術監理センター（以下「センター」という。）に置く。

(目的)

第2条 この要綱は、特別相談窓口を試行的に設置することにより、工事等の品質の確保及び向上並びに契約関係の明確化及び適正化を図ることを目的とする。

(相談内容)

第3条 特別相談の内容は、工事等に係る設計内容の変更、工期の変更又は一時中止など設計変更協議の際の疑義に関するものとする。

(相談者)

第4条 特別相談を行うことができる者は、工事等の受注者（当該受注者が法人の場合は当該法人の代表権を有する者とし、個人の場合は当該個人）とする。

(相談の責任者)

第5条 相談に対応する責任者（以下「責任者」という。）は、前条の相談者の選択に応じ副市長又は工事等の主管部長とする。

(受付期間)

第6条 相談が可能な期間は、工事等の契約期間とする。

(相談の申込み等)

第7条 相談を行おうとする者は、工事等の契約期間の終了日までに設計変更特別相談窓口相談書（別記様式）をセンターに、電子メール、郵送又は持参のいずれかの方法によって提出しなければならない。

2 前項の提出があったときは、センターは、第3条の特別相談の内容である場合は、前項の特別相談書を受け付けるものとする。

(受付後の処理)

第8条 前条第2項の規定により相談を受け付けたときは、センターは当該相談につき事実確認、調査を実施し、責任者は、その結果に基づき第3条に規定する内容につき理由があると認めるときは、責任者が速やかに是正又は指導するものとする。

2 前項の処理があったときは、責任者は、当該処理の結果を、相談の申し込みを行った者に通知するものとする。

3 相談に対応する責任者は、前2項によるほか、必要に応じて契約審査委員会

に意見を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、相談窓口の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別記様式（第5条関係）

『設計変更特別相談窓口』相談書

相談年月日	令和 年 月 日	
相談相手先	副市長（宛） 主管部長（宛）（いずれかに丸印を）	
相談者情報	会社名	
	役職	
	氏名	
	連絡先（電話）及び E-mail	TEL: E-mail:
工事情報	工事名	工事 No.
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	担当部署名	
相談内容	相談内容について具体的に記入してください。 （誰が、いつ、どこで、誰に、何を、どのようななど）	

※相談者の身元確認のため、この用紙に本人確認ができる書類を添付してください。

（健康保険証、社員証、運転免許証 等写し）